

社会福祉法人かいゆう 役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人かいゆう（以下「本法人」という。）の定款第8条2項に基づく評議員の費用弁償、定款第21条に基づく役員等の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 評議員とは、定款第5条に基づく者をいう。
- (2) 役員とは、定款第15条に基づく理事及び監事をいう。
- (3) 理事長とは、定款第15条2項による者をいう。
- (4) 報酬とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。
- (6) 職員とは、本法人の就業規則に基づき採用され、本法人と雇用契約関係にある者をいう。

(役員等の報酬の支給及び支給基準)

第3条 役員等の報酬は、役員等の地位にあることによっては支給しない。但し、定款第21条1項に基づき、法人運営のために勤務する場合、次のとおり、その勤務実態に応じて支給することができる。

- (1) 役員については、報酬（賞与及び退職金は含まず）を支給することができる。具体的報酬金額は評議員会において決定する。
- (2) 役員が職員を兼務する場合は、「職員の給与に関する規程」並びに「職員の退職手当の支給に関する規程」に基づき、給与並びに退職手当を支給するが、下記(3)の場合を除き、役員等の報酬は支給しない。
- (3) 理事長については、その職責に対して、月額上限を30万円として、第2号の場合、職員給与分に加えて月額上限を10万円として報酬を支給することができる。具体的報酬金額は評議員会において決定する。

(評議員及び役員等の費用弁償の支給基準)

第4条 役員及び評議員が、理事長の依頼に基づいて本法人の運営のために出張をする場合には、本法人の「職員の旅費等に関する規程」に準じて、出張に関する旅費（宿泊費含む）を支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員及び理事長に対する報酬は、職員に対する給与支払日に支払うものとする。旅費・交通費は「職員の旅費等に関する規程」等に準じて支払う。

- 2 役員及び評議員等の費用弁償は、原則として当該業務が行われた翌月の職員に対する給与支

払日と同日とする。但し、旅費・交通費の弁償がある場合、精算請求書が本法人に提出された翌月の給与支払日と同日とする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、別途定める。

第8条 この規程の内、費用弁償に関わる事項は評議員選任解任委員、第三者委員についても準用する。

附則

この規程は、2017（平成29）年6月10日に適用されたかいゆう役員報酬に関する規程及び2017（平成29）年7月19日に施行されたかいゆう役員費用弁償に関する規程を改廃するものとして、2024年12月1日から適用する。